

日 教 庶 第 7 0 8 号  
令和8年(2026年)2月6日

教育委員 各位

日野市教育委員会  
教育長 白石 高士  
(公印省略)

**令和7年度第11回教育委員会定例会の開催について**

日野市教育委員会告示第16号により、下記のとおり令和7年度第11回教育委員会定例会を開催します。定刻までに御参集ください。

**開催日時**

令和8年(2026年)2月10日(火) 午後2時

**開催場所**

教育委員会室(506会議室)

**案件**

**議案**

- 第41号 日野市立学校の学校医等の委嘱について
- 第42号 令和8年度日野市教育委員会所管予算案の決定について
- 第43号 日野市まなびあい審議会の設置に関する条例の提出について
- 第44号 日野市社会教育委員の設置に関する条例の一部を改正する条例の提出について

第45号 第11期日野市郷土資料館協議会委員の任命について

第46号 教育管理職の異動（内申）について

### 請願

第7-12号 石垣市議会保守派が通した「君が代」を歌えるか、音楽で習ったか等、小中学生に直接調査させる決議を、同市教委が不実施議決した際の論点を、本市の教職員に周知頂くよう求める等の請願

### 報告事項

第29号 行政情報の公開請求

議案第41号

日野市立学校の学校医等の委嘱について

上記議案を提出する。

令和8年2月10日 提出

日野市教育委員会  
教育長 白石 高士

《提案理由》

令和8年3月31日をもって日野市立学校の学校医等の任期が満了となるため、令和8・9年度の学校等を委嘱するものです。

1. 令和8・9年度日野市立学校の学校医等委嘱者

(1) 小学校

学校名	科別	氏名	住所
日野第一小学校	内科	高品 尚哉	
	眼科	吉田 顕照	
	耳鼻科	横山 正人	
	歯科	木村 篤	
	薬剤師	上田 清隆	
豊田小学校	内科	土方 利之	
	眼科	津村 豊明	
	耳鼻科	鈴木 勲	
	歯科	三枝 恵理子	
	薬剤師	山口 晶子	
日野第三小学校	内科	三石 達也	
	眼科	天野 尚	
	耳鼻科	横山 正人	
	歯科	大島 寿夫	
	薬剤師	河西 ゆかり	
日野第四小学校	内科	石田 良一	
	眼科	吉田 顕照	
	耳鼻科	鈴木 勲	
	歯科	富田 雅彦	
	薬剤師	笹本 尚広	
日野第五小学校	内科	佐野 はつの	
	眼科	大平 文	
	耳鼻科	谷合 隆	
	歯科	森田 高広	
	薬剤師	山田 哲道	
日野第六小学校	内科	井上 徹也	
	眼科	仁井 誠治	
	耳鼻科	内野 盛恵	
	歯科	宍戸 明彦	
	薬剤師	栗矢 勝宏	
潤徳小学校	内科	森久保 雅道	
	眼科	見好 貴公	
	耳鼻科	清水 雅明	
	歯科	武内 義晴	
	薬剤師	梶ヶ谷 早織	
平山小学校	内科	川口 明日香	
	眼科	麦倉 好江	
	耳鼻科	谷合 隆	
	歯科	大西 孝司	
	薬剤師	久保寺 幸子	

学校名	科別	氏名	住所
日野第八小学校	内科	西久保 秀紀	
	眼科	羽藤 史子	
	耳鼻科	鈴木 勲	
	歯科	村上 充	
	薬剤師	鬼頭 英恵	
滝合小学校	内科	牛尾 方信	
	眼科	見好 貴公	
	耳鼻科	谷合 隆	
	歯科	爲國 大輔	
	薬剤師	山崎 茂	
日野第七小学校	内科	大城 清彦	
	眼科	天野 尚	
	耳鼻科	内野 盛恵	
	歯科	土屋 耐子	
	薬剤師	小川 美紀	
南平小学校	内科	福岡 利仁	
	眼科	見好 貴公	
	耳鼻科	清水 雅明	
	歯科	飯島 暁子	
	薬剤師	伊藤 美和	
旭が丘小学校	内科	秋野 実咲	
	眼科	津村 豊明	
	耳鼻科	谷合 隆	
	歯科	檜本 友佳子	
	薬剤師	栗太 隆	
東光寺小学校	内科	中川 均	
	眼科	天野 尚	
	耳鼻科	横山 正人	
	歯科	四宮 博文	
	薬剤師	田中 悦子	
仲田小学校	内科	石川 俊一	
	眼科	天野 尚	
	耳鼻科	横山 正人	
	歯科	武井 保夫	
	薬剤師	中野 弘子	
夢が丘小学校	内科	須賀 康正	
	眼科	麦倉 好江	
	耳鼻科	清水 雅明	
	歯科	高井 洋之	
	薬剤師	小林 恵美	
七生緑小学校	内科	鹿志村 紀美枝	
	眼科	羽藤 史子	
	耳鼻科	鈴木 勲	
	歯科	藤本 晋一	
	薬剤師	瀬川 実	

## (2) 中学校

学校名	科別	氏名	住所
日野第一中学校	内科	石塚 康人	
	眼科	天野 尚	
	耳鼻科	横山 正人	
	歯科	松井 茂樹	
	薬剤師	広島 英明	
日野第二中学校	内科	日名子 尚子	
	眼科	仁井 誠治	
	耳鼻科	内野 盛恵	
	歯科	服部 保宏	
	薬剤師	山田 知潮	
七生中学校	内科	朝比奈 崇介	
	眼科	見好 貴公	
	耳鼻科	清水 雅明	
	歯科	前澤 学	
	薬剤師	目黒 明日香	
日野第三中学校	内科	戸塚 輝治	
	眼科	麦倉 好江	
	耳鼻科	鈴木 勲	
	歯科	久富 栄二	
	薬剤師	磯田 麻知子	
日野第四中学校	内科	高垣 信一	
	眼科	津村 豊明	
	耳鼻科	内野 盛恵	
	歯科	関口 祐司	
	薬剤師	有賀 友基	
三沢中学校	内科	高橋 佐智子	
	眼科	羽藤 史子	
	耳鼻科	清水 雅明	
	歯科	峯岸 大造	
	薬剤師	山口 晶子	
大坂上中学校	内科	高瀬 雅久	
	眼科	仁井 誠治	
	耳鼻科	谷合 隆	
	歯科	松本 裕介	
	薬剤師	小松 和泉	
平山中学校	内科	渡邊 弾	
	眼科	吉田 顕照	
	耳鼻科	谷合 隆	
	歯科	橋本 亘	
	薬剤師	下牧 実穂	

(3) 幼稚園

学校名	科別	氏名	住所
第二幼稚園	内科	牛尾 方信	
	歯科	杉野 伸一郎	
第七幼稚園	内科	佐野 はつの	
	歯科	黒澤 洋行	

2. 学校医等の任期

令和8年4月1日から令和10年3月31日まで

《日野市立学校の学校医等の任用等に関する規則》

第2条 学校医等は、非常勤の職員とし、教育委員会が委嘱する。

第3条 学校医等の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 学校医等が欠けたとき及び新設された学校には、学校医等を充足することができる。その任期は、前任者又は他校現任者の残任期間とする。



議案第42号

令和8年度日野市教育委員会所管予算案の決定について

上記議案を提出する。

令和8年2月10日 提出

日野市教育委員会  
教育長 白石 高士

《提案理由》

令和8年度日野市一般会計予算の内示がありましたので、教育に関する事務に係る予算について教育委員会の意見を伺うものです。

非公開

議案第43号

日野市まなびあい審議会の設置に関する条例の提出について

上記議案を提出する。

令和8年2月10日 提出

日野市教育委員会  
教育長 白石 高士

《提案理由》  
社会教育委員と公民館運営審議会を統合するため、条例を制定するものです。

非公開

非公開

非公開

非公開

非公開

非公開

非公開

非公開



議案第44号

日野市社会教育委員の設置に関する条例の一部を改正する条例の提出について

上記議案を提出する。

令和8年2月10日 提出

日野市教育委員会  
教育長 白石 高士

《提案理由》

社会教育委員と公民館運営審議会の統合に際し、社会教育委員の職務を切れ目なく移行するため、条例を改正するものです。

非公開

非公開

非公開

議案第45号

第11期日野市郷土資料館協議会委員の任命について

上記議案を提出する。

令和8年2月10日 提出

日野市教育委員会  
教育長 白石 高士

《提案理由》

第10期日野市郷土資料館協議会委員任期が令和8年3月3日までで終了となるため、第11期委員を新たに任命するものです。

## 第11期日野市郷土資料館協議会委員

### 《任命者名簿》

番号	氏名	住所	備考	期
1	佐藤福子		学識経験者 (歴史・古文書研究)	5
2	片山 敦		学識経験者 (生物・環境教育)	5
3	河合今日子		公募市民	3
4	藤森寛行		公募市民	3
5	菅野竜也		学校教育関係者 (東光寺小学校長)	2
6	伴 光明		学校教育関係者 (日野第三中学校長)	2
7	柳元太郎		社会教育の関係者 (郷土教育研究)	2
8	小野一之		社会教育の関係者 (地域史・博物館学)	新
9	八嶋泰子		家庭教育の向上に資する活動を行う者 (保護者)	新
10	齊藤有里加		学識経験者 (保全生物学、科学技術史)	新

任期            自    令和 8年 3月4日  
                  至    令和 10年 3月3日

## 《関係法令》

### 博物館法（昭和26年法律第285号）

第二十三条 公立博物館に、博物館協議会を置くことができる。

2 博物館協議会は、博物館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、館長に対して意見を述べる機関とする。

第二十四条 博物館協議会の委員は、地方公共団体の設置する博物館にあつては当該博物館を設置する地方公共団体の教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十三条第一項の条例の定めるところにより地方公共団体の長が当該博物館の設置、管理及び廃止に関する事務を管理し、及び執行することとされている場合にあつては、当該地方公共団体の長）が、地方独立行政法人の設置する博物館にあつては当該地方独立行政法人の理事長がそれぞれ任命する。

第二十五条 博物館協議会の設置、その委員の任命の基準、定数及び任期その他博物館協議会に関し必要な事項は、地方公共団体の設置する博物館にあつては当該博物館を設置する地方公共団体の条例で、地方独立行政法人の設置する博物館にあつては当該地方独立行政法人の規程でそれぞれ定めなければならない。この場合において、委員の任命の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

### 日野市郷土資料館条例

（資料館協議会）

第8条 博物館法（昭和26年法律第285号）第23条第1項の規定に基づき、日野市郷土資料館協議会（以下「協議会」という。）を置く。

（委員の任命及び定数）

第9条 協議会の委員（以下「委員」という。）は、教育委員会が任命する。

2 委員の定数は、10人以内とし、次に掲げる者で構成する。

(1) 学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験者 8人以内

(2) 公募による市民 2人以内

（委員の任期）

第10条 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任を妨げない。



議案第46号

教育管理職の異動（内申）について

上記議案を提出する。

令和8年2月10日 提出

日野市教育委員会  
教育長 白石 高士

《提案理由》  
校長及び副校長の異動について、東京都教育委員会に内申するものです。

非公開

非公開

非公開

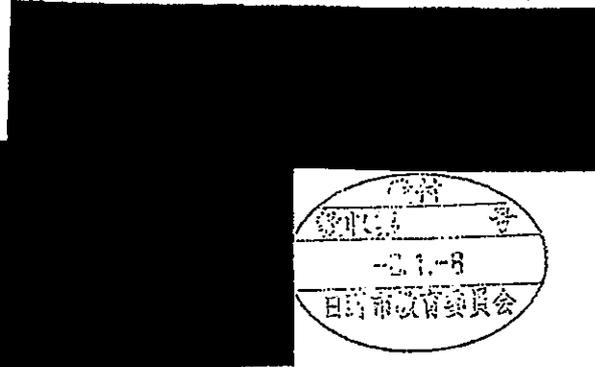
非公開



## 請願審査

請願番号	請願第7-12号
受付年月日	令和8年1月8日
件名	石垣市議会保守派が通した「”君が代”を歌えるか、音楽で習ったか等、小中学生に直接調査させる決議」を、同市教委が不実施議決した際の論点を、本市の教職員に周知頂くよう求める等の請願
請願者住所氏名	

石垣市議会保守派が通した「君が代」を歌えるか、音楽で習ったか等、小中学生に直接調査させる決議を、同市教委が不実施議決した際の論点を、本市の教職員に周知頂くよう求める等の請願



口頭意見陳述をします。

1 請願の背景と、請願を実行頂きたいお願い等

沖縄県石垣市議会が、——同市立小中学生全員に直接、「君が代を知っているか、歌えるか、音楽の授業で習ったか、入学・卒業式で歌っているか」の調査を実施するよう求める決議を、賛成14反対7で「可決」してしまった——後の、2025年11月13日(木)の時点で、本会は日野市教委宛、——石垣市のような動きが東京都で万一あった時は、児童・生徒の「思想・良心の自由」を侵害するので、本市では拒否するよう求める(第1次)請願——を提出した(残念ながら、12月12日の日野市教委定例会で不採択になったが……)。

PDF添付の月刊『紙の爆弾』2026年2月号「NEWS レスQ欄」の教育ジャーナリスト・永野厚男さん執筆記事にある通り、この(第1次)請願提出後の25年11月25日、石垣市教育委員会定例会は(一応、良識を発揮し、)「調査を実施しない」と議決した。

2026年2月10日(火)午後の本市教委定例会で、白石高士教育長と4人の教育委員、宇田川裕美さん・前田健太さんを始めとする指導系が、これら事実を直視し提言する後掲の「2 具体的事実と請願(提言)、分析事項」の各項を読み込んで頂き、[1] 教育委員全員が、「毎回壊れたICレコーダーのようにではない、具体的内容に読み込んだ意見」を述べた上で、(第2次に当たる)本請願を採択頂くとともに、[2] 本市の全教職員(校長を含む)に、本請願の内容を、下線部を中心に周知等して頂きたい(副)校長会・教務主任会・中堅教諭等資質向上研修・初任研等で紹介して頂きたい。更に、[3] 月刊『紙の爆弾』26年2月号の記事を、本市の全教職員に周知等して頂きたい。そして[4] 以下の請願事項に沿った意見書を、都教委と文科省(松本洋平大臣(52歳)と武藤久慶(ひさよし)教育課程課長)にも出して頂きたい。

2 具体的事実と請願(提言)、分析事項

2-1 25年12月12日の定例会で(第1次)請願を不

採択にした際、白石高士さんは「日野市では石垣市議会のような(“君が代”の政治介入の)動向はないので…」という趣旨の発言をした。しかし後の囲み内の「2008年12月18日(木)の日野市教育委員会定例会・会議録(文字フォントは小さく、ごめんなさい)にある通り、本市教委教育部参事だった……氏(国分寺市立2小校長に出世後、神奈川県警が逮捕、懲戒免職)と保守系市議との間で“君が代”を巡り、大変な齟齬があったので、白石高士さんは発言を訂正して頂ければ幸いです。

[田口直委委員長]

それでは議事に入ります。請願第20-3号・日野市教育委員会から、都教育委員会に対し、元日野市教委教育部参事・容疑者の懲戒免職を求めると共に、同容疑者の犯罪を詫び、都教委幹部職員(役人)や学校管理職の非行、犯罪(特に性犯罪)の再発防止策を早急に出すと共に、ここ十年來の一部政治家とタイアップした、都教育委員会の強制的・統制的な施策の実践が、ストレスを溜め込み、性犯罪の一つの要因となった、という可能性の有無を調査するよう、求める請願、を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

(中略)

[請願者]

それではよろしくお願いたします。私の子どもが通う日野市内の小学校の体育館で、今から5年前の話、2003年10月11日、この当時、私の子どもはまだ就学していませんでしたが、そこで開かれた道徳地区公開講座で講師を務めた50歳ぐらいの男が次のように講演しました。わが子が生まれたとき未熟児で、一晩で逝っちゃうのかな、気がきでなかった。医者にお願いだこの子を助けて下さい。助けてもらったら何でもする。命が大切、何十回も口にしてきた。私は小学校の教員をしてきて、人様の子どもを預かる時、どういう気持ちでやらなきゃいけないと考えましたね。子どもの心を育てることはどういうことか、一緒に考えよう。この一見立派な生命尊重教育の講演は、講師自身の行動とは相反する口先だけのものだったんです。千葉教育委員以外のごくにいらっしゃる方は、この部屋で何度もお会いになっているこの講師の男、東京都教育委員会主任指導主事兼日野市教育委員会教育部参事として、本日野市に2002年4月から05年3月まで在職していた。容疑者54歳は、本請願の冒頭に記したとおり、国分寺第二小学校校長だった今年11月6日、17歳の少女を川崎市内のラブホテルに連れ込み、現金12,000円を払って買春、わいせつ行為をし、神奈川県警察本部に逮捕されました。

容疑者は警察の調べに、他にも高校生を含む5人くらいとやったと供述しておりまして、買春わいせつ行為は常習的なものだということです。インターネットで、容疑者を報じる記事を見ますと、すぐ下に関連記事が出ておりますが、例えば自衛隊員三笠空佐が公然わいせつ、全裸でコンビニ入店等と、超破廉恥な犯罪による逮捕案件ばかりです。こういう関連記事に教育者たる者の記事が載ること自体、日野市の保護者、市民、児童、生徒も含めてですが、著しい不快感、不信任感、不安感を与えています。こんな犯罪者が3年間もわが日野市教育委員会の指導ラインのトップにいた事実には、臭いものに蓋という態度をとってはいけません。わが日野市教育委員会は、容疑者を健全な人間に育成できない 260108(木)提出の請願1頁目

いまま、国分寺市に送り出してしまったのですから。

それで事実をつかむことが大切なので、私は元保護者、市民の方、延べ5人と一緒に国分寺市教育委員会と国分寺市議会に計3日間、直接話し合いや傍聴、情報交換に行ってきました。自腹で行ってきました。12月8日の国分寺市議会文教委員会の容疑者をめぐる審議はすべて傍聴しまして、他の本会議等もテープで聴取してまいりました。

それでは、国分寺の学校が混乱しているということをまず最初に言いたいと思います。一言で言うと、この性犯罪によって事件発覚後、卒業生のいじめまで起き、学校の混乱が大変です。

国分寺二小、以下、二小と言いますが、の児童たちの怒りや動揺については、既に11月11日の国分寺市議会全員協議会で多良京孝子市議会議員、生活者ネットの方ですが、逮捕当日ですね、先生たちが帰んなさいって、すごい剣幕で追い立てるようで、子どもたちは恐かった。新聞でその後、犯罪の内容を知って、黒板やノートに容疑者を批判する言葉を書き、あんなやつ、もう学校に来てほしくない、と児童が言っていると多良京孝子議員は指摘しています。

12月8日の国分寺市議会文教委員会では、冒頭、市の教育委員会の新庄恵子学校指導課長が、容疑者が罰金50万円の略式命令が横浜簡易裁判所から出て現在、休職中だと。都教育委員会の処分は来年1月末から2月初めにあると報告した後、松長孝さんという公明党の議員さんが、二小の保護者が、進学する第三中学校で、卒業証書に、容疑者の名前が入っていることをめぐって、他の小学校の出身生徒から、おまえの出身の校長の名前が入っている証書と悪口を言われておると指摘されております。

新庄課長は、三中では臨時の全校朝会で校長が、二小の元校長の犯罪と生徒の半数が二小を卒業しているということは関係ない、言葉によるいじめをしないようにと注意したと答弁しております。本当の混乱です。益我雄二さんという社民党の議員さんなど複数の国分寺市議会議員は、文教委員会で小学校を回って授業風景等を視察した時、ヒアリングする時、多くの学校は、教諭は忙なので校長や副校長が中心に説明するけれど、二小だけは違う。保護者が、ずっと5人の志望や教諭を校長裏に立たせて、指示して、しゃべりなさい、しゃべりなさい、こんな感じだね。怒ると、まあ爆ってよしという感じで、命令して退席させる。悪棍だった。眼前のような態系列の管理主義が徹底しているのではないかと、というふうに益我議員や社民党の議員さんなどしゃべっておられました。

ということで、容疑者が本日野市に2002年4月に着任したとき、田口委員長さんは重任ご苦労さまですとおっしゃっていましたが、このときの初仕事は、東京都教育委員会が保護者や野党系議員、教員、市民の反対を押し切って導入した主幹教諭を無理に導入するというものだったんです。しかし、主幹教諭は希望者も少なく、倍率も1.0倍に限りなく近い不要な制度で、子どもたちに役立つものでないのを彼が第一仕事でやったわけです。

容疑者は05年2月に、右翼の市議会議員に指示されて、校長会で是非【ママ、「余小」の職記】、中学校の校長に、音楽の君が代の授業の授業日録を一覽表に書きまして、二小から平山中まで、(5分経ちましたの所) 分かりました。その授業を監視に右翼が行くというようなことに手助けをした人です。そんなふうに非常に政治、上からの圧力には弱くて、弱い少女を性犯罪したということとはとても許せない。是非そういう点で、東京都教育委員会がおっしゃったことをそのまま実行するというそのストレスが犯罪につながったかと

うかを、東京都教育委員会にきちんと心理学者等に調査させるようなことを請願していただきたい。そして二度とこんな性犯罪が起こらない民主的な学校が運営されてほしいと思います。よろしくお願いいたします。

(後略)

2-2 事実 本(第2次)請願の1頁左側に、  
—25年11月25日、石垣市教育委員会定例会は「(全小中学生への君が代調査を)実施しない」と議決した。——と記述した。

この石垣市教委定例会では、崎山晃教育長と教育委員4人全員が、①児童生徒への調査は強制。内心に立ち入ってまで強制するべきではない、②市議会決議は法的拘束力を持つものではない。教育の中立性・独立性を尊重すべき、③調査実施で教育現場が萎縮する——等、反対意見を述べた(但し残念ながら“君が代”の指導を求める発言はあり)。

提案 この①～③の反対意見の理由や法的根拠は、次のようにまとめられるので、周知頂きたい。→  
①は、戦前の思想弾圧への反省から「国家権力が個人々の思想・良心・信教の自由を侵害する行為」を禁じた憲法第19・20条に則った意見だ。②③は、教育基本法第14条(教育の政治的中立性)や第16条(「教育は不当な支配に服することなく」と規定した教育の独立性)に基づく。

2-3 事実 「2-2」の石垣市教委定例会の議決に現・元教職員や保護者らが安堵したのも束の間。市議会決議の提出者であった友寄永三(ともよせ えいぞう)市議(65歳。幸福実現党系で自由民主実現を名乗る)が25年12月8日の市議会一般質問で、「自身の一人会派と自民・石垣とが11月下旬、小学生28人・中学生13人・高校生13人の計54人(石垣市の小中学生計4771人の1%に満たない。高校は市教委管轄外の県立)に行なった“国歌アンケート”なるもの(知人の保護者を通じ用紙を配布、無記名だが学校名は記入させた)を公表してしまったのだ。

友寄市議は、①「国歌を歌えますか」という問いに、「覚えていない。歌ったかどうかわからない。その他」を含め、計28名が「歌えない」ほか、②「音楽の授業で習った」が19名・35%③「卒業・入学式で歌っていない、歌っているかわからない」が57%等の数字を出し、「国歌の指導が足りない」と父兄(ママ)が言っている」と主張した。

これに対し、崎山教育長は「いつどういう方法で誰にアンケートしたかわからないので、コメントは避ける。小学校音楽の学習指導要領の『いずれの学年においても歌えるよう指導する』は教員に課したものであり、子どもたちに課すものでない。校長研修会で国旗・国歌の意義を社会・音楽・特別活動でしっかり教えるように、と言っている。授業を受けることは内心の自由を侵すものでないが、『大きな声で歌ってますか。覚えてますか』と調査するのは内心の自由に触れる」と答弁した。

260108(木)提出の請願2頁目

## 提案

上記・嶺山教育長の12月8日の市議会答弁のうち、

- 特定の保守系市議が知人を通し勝手にやった、「いっとうい方法で誰にしたかわからないアンケート」には、「コメントは避ける」、つまり得度が知れず信憑性のないアンケートなる「調査」は、論外であり、教委としてはそんなの相手にする価値なし
- 「君が代」を「いずれの学年においても歌えるよう指導する」はちょっと置いておくとして、あくまで一般論として、(1989年当時の)学習指導要領の各記述は、教員に課したものであり、子どもたちに課するものでない
- 「君が代を」「大きな声で歌っていますか、覚えてますか」と調査するのは、内心の自由に触れる——という3点は、一定、評価できる。

しかし、

- × 小学校音楽の学習指導要領の「いずれの学年においても歌えるよう指導する」は教員に課したものである
- × 校長研修会で国旗・国歌の意義を社会・音楽・特別活動でしっかり教えるように、と言っている
- × 「君が代」を「いずれの学年においても歌えるよう指導する」と、2008年3月に改訂した)指導要領通りの授業を受けることは、内心の自由を侵すものでない——という3点は、国家権力の方を向いており、憲法や子どもの権利条約に違反し、教育者の発言として不適切であり、撤回させる必要がある。

2-4 事実 石垣市の事案とは少し離れるが、「2-3」に出てきた、08年改訂で小学校音楽の指導要領に一部加筆した「いずれの学年においても歌えるよう指導する」は、以下の事実から政治的に入れ込んだものだ(当時の中教審答申になかったのに…)。

文科省が概ね10年ごとに改訂する指導要領は、「国を愛する態度・心情」や、自衛隊・日米軍事同盟強化等の軍事政策を教化する下りでは、児童生徒ではなく国家権力が「主人公」であるような記述が一層、増えている(上記・点線の下線部は、美辞麗句だということ)。

元・現文部官僚の高橋道和(みちやす)氏(65歳、現放送大理事長)と合田(ごうだ)哲雄氏(56歳、現高等教育局長)が、日本会議所属の自民党・衝鷹良二(えとうせいいち)参院議員(78歳、25年7月引退)と08年の指導要領改訂案公表当日に早々と面会する等、ズブズブの政官癒着ぶりを示した(膨大な指導要領を半日で読めるはずがなく、文部官僚は特定の保守系政治家に事前にリークする、特別扱いをしていたのではいか、と批判する人は少なくない)。

故・安倍晋三氏ブレイクだった八木秀次(ひでつぐ)麗澤大教授(63歳)ら、日本会議系活動家等による文科省宛「同一内容(同一筆跡・同一の誤字、同一の改行ミスも多発していたが、当時の川村匡(ただし)係長は、平然と「同一筆跡でも賛成1件にカウントしています」と放言した!)の傾向パブコメ集中送付作戦」の「数の力」も相俟って、約1か月半後の発表時には、次の「提案」に記述するような、テコ

八に留まらない、教育の根幹に関わる大改悪をしでかした。

提案 文科省は08年3月28日の指導要領官報告示時、小学校音楽の指導要領の各曲のうち「君が代」だけは「超特別扱い」し、08年2月15日の改訂案公表当日にはなかった「歌えるよう」の5文字を加筆し、「(1989年当時の)発達段階に応じて指導→いずれの学年においても指導→(08年には)いずれの学年においても歌えるよう指導」と、改訂のたびに国家主義色を濃くし、プーチン容疑者(73歳)や元ルーマニア大統領だったチャウシェスク(1989年12月25日、71歳で銃殺刑)ばかりに全体主義化させたのだ。日野市立小中では、このような指導要領の偏向部分には服従せず、人権や個人の尊重、民主主義である。

2-5 事実 「2-3」の25年12月8日の石垣市議会一般質問の後半、「次の卒業式でみんなが大きな声で歌えるように」などと迫る友寄市議に、嶺山教育長は「学校現場にはしっかり学習指導要領(ママ。正しくは文科省が17年7月発行した『小学校学習指導要領解説 音楽編』)に則って、低学年・中学年・高学年の指導の趣旨があるので、特に国歌の意義、なぜ歌うのかを踏まえ、今後もしっかり指導していく」と答弁。これは危険だ。

『解説』は、「君が代」について「低学年では上級生が歌うのを聴いたり、楽器の演奏やCD等による演奏を聴いたりしながら親しみをもつようにし、みんなと一緒に歌えるようにすること」などと記述。

提案 文科省著作の参考資料にすぎない(大綱的基準の枠内での法的拘束力がない)『解説』のこの記述は、「主権在民の憲法下での(元首ではなく「象徴」に過ぎない)天皇の位置付けを学んでいない(純朴な)6~8歳の児童に「上級生を真似て歌え」という(調教的な)洗脳教育だ。『解説』はこの後、「天皇を戴いている我が国の末永い繁栄を…」という戦前・戦中の天皇元首下の国定教科書に似た記述をした上で、「平和を祈念した歌だ」と、勝手な解釈を押し付けている。『解説』のこの復古的偏向記述は、本市の学校現場での教育では一切、参考にしないでほしい。

(石垣)

2-6 事実と提案 一方、12月8日の市議会一般質問の二番手・立憲民主党系の長浜信夫市議は「現場のある校長は『教育現場に余計な問題を持ち込まないでほしい』と嘆き悩んでいた。これが現場の大方の意見だ。君が代調査をすると子どもたちに無言の圧力が働く。同調圧力が子どもたちに生じて多様な意見を言い辛くなる」と発言した。

この長浜信夫市議の発言は、「昭和天皇・裕仁氏が自分の地位・身分を保全したいため無条件降伏を遅らせ、日本で唯一の地上戦である沖縄戦をもたらせた、その地の市民の代表の声」だけに、その重みは日野市立小中の教職員から小中学生にも伝えるべきではないか。

260108(木)提出の請願3頁目(了)

報告事項第29号

行政情報の公開請求

このことについて、次のとおり報告する。

令和8年2月10日 提出

日野市教育委員会  
教育長 白石 高士

行政情報の公開請求

	請求日	決定日	請求件名	決定内容
1	1月8日	1月22日	<p>1 後掲の都教委HPに出ている、2025年12月2日の第5回まで会合を重ねた「学校と家庭・地域とのより良好な関係づくりに係る有識者会議」（以下、有識者会議）の内容や配布物等について、都教委と日野市教委の間でやり取りした文書（都教委が教育長会や指導室課長会、メールを含む文書等で、「日野市教委を始めとする地教委から、学校に〔【資料1（別添）【資料1（別添）】保護者の皆様へ】のような〕文書を配布し保護者説明会を開け、その様子等を都教委に報告しろ等）。</p> <p>2 本会が取材・執筆した月刊『紙の爆弾』（日野市教委と都教員に既送信）は、【有識者会議がモンスターペアレントだけ問題視し、「保護者・生徒等が管理統制的政策を出すモンスター教委やモンスター校長ら」も、問題にするべきだ——という意見は、都教委の調査で12%・3%という、低くはない数字】を出している。</p> <p>この【 】部の内容について、本会の請願審査の事前の検討の際、議論したことを記録した文書。及び、この【 】部の内容について、都教委と日野市教委の間でやり取りした文書（都教委が教育長会や指導室課長会、メールを含む文書）。の「都教委と日野市教委の間でやり取りした文書（都教委が教育長会や指導室課長会、メールを含む文書）」部分</p>	全部公開 および 不存在

2	1月8日	1月20日	<p>2 本会が取材・執筆した月刊『紙の爆弾』（日野市教委と都教員に既送信）は、【有識者会議がモンスターペアレントだけ問題視し、「保護者・生徒等が管理統制的政策を出すモンスター教委やモンスター校長ら」も、問題にすべきだ——という意見は、都教委の調査で12%・3%という、低くはない数字】を出している。</p> <p>この【 】部の内容について、本会の請願審査の事前の検討の際、議論したことを記録した文書。</p>	不存在
3	1月8日	1月22日	<p>日野市二十歳の集いの進行台本（司会者や市の職員が持つもの）</p>	部分公開